

# 紛争解決 INSIGHTS Vol.2

## 日本企業を取り巻く国際仲裁の動向① ～仲裁法改正など法制度からみる仲裁実務動向～

2025年6月13日

弁護士 緑川 芳江  
弁護士 田中 太郎  
弁護士 小枝 未優  
弁護士 高橋 宗鷹

国際的な事業を展開する日本企業が戦略的に紛争解決制度を活用する動きに加え、2024年の仲裁法の改正やシンガポール条約加盟などを通じた国際仲裁や国際調停に対する関心が高まる中で、日本企業が国際仲裁の当事者、特に申立人となる例も増えている。

本シリーズでは、三浦法律事務所国際紛争解決を手掛けるメンバーが、日本企業を取り巻く国際仲裁の動向について4回にわたりご紹介する。

### 【日本企業を取り巻く国際仲裁の動向】

- ① 紛争解決 INSIGHTS Vol.2：仲裁法改正など法制度からみる仲裁実務動向
- ② 紛争解決 INSIGHTS Vol.3：訴訟ファンドの活用動向
- ③ 紛争解決 INSIGHTS Vol.4：日本商事仲裁協会（JCAA）仲裁の特徴
- ④ 紛争解決 INSIGHTS Vol.5：ESG 関連紛争

### 目次：① 仲裁法改正など法制度からみる仲裁実務動向

- 1. 仲裁関連法の改正
- 2. 日本企業による活用拡大と仲裁実務の展開
- 3. 裁判所での仲裁関連事件の審理

## 1. 仲裁関連法の改正

2017年に政府がいわゆる「骨太の方針」において日本における国際仲裁の活性化にむけた基盤整備を掲げて以降、我が国では仲裁振興に向けた法整備が急速に進展してきた。例えば、2020年には外国弁護士による法律事務の取り扱い等に関する法律が改正され、外国法資格の弁護士が日本における国際仲裁に関与できる範囲が拡大された。2023年には、改正前のUNCITRALモデル仲裁法（1985年）に基づいていた仲裁法を、UNCITRALモデル仲裁法（2006年）の内容を盛り込む形で改正するとともに、シンガポール条約と呼ばれる調停による国際的な和解合意に執行力を与える条約を批准し国内における実施法を整備するなど、国際的な紛争解決制度の実効性を高める法整備が次々と行われている。

2024年に施行された改正仲裁法における改正の要点は、次のとおりである。

- 仲裁廷による暫定保全措置命令の範囲・要件の明確化
- 仲裁廷による暫定保全措置命令に基づく強制執行を可能とする制度の創設
- 仲裁合意の書面性要件の明確化
- 仲裁判断及び仲裁廷による暫定保全措置命令を執行するための裁判所手続において、日本語による翻訳文の提出義務を緩和
- 裁判所における仲裁関連事件について、東京地裁・大阪地裁に競合管轄を付与することで、これらの裁判所への仲裁関連事件の集中化を促進

## 2. 日本企業による活用拡大と仲裁実務の展開

近年、ICC や SIAC など主要な仲裁機関での日本企業の利用件数がトップ 10 に入るなど、日本企業による国際仲裁の戦略的な活用が活発化している。

国際仲裁や海外裁判所での経験を有する日本企業も増え、ときにその苦い経験から、紛争が生じる前に紛争に備えることの重要性を再認識し、契約締結時点で紛争解決条項にも十分な検討を加えるという実務も一般化しつつある。

こうした積極的な紛争解決手続の活用を支える関係専門家の連携も進む。UNCITRAL などの国際機関や ICC、SIAC など数多くの海外仲裁機関の参加を得て、2024年には初めての試みであった日本国際仲裁ウィーク（Japan International Arbitration Week）が成功をおさめた例に代表されるように、政府、企業、仲裁機関、国内外の仲裁実務家（弁護士、仲裁人、専門家証人、訴訟ファンドなど）の間での継続的な連携も強化されている。2025年の[日本国際仲裁ウィーク](#)（Japan International Arbitration Week）は11月25日から開催予定だ。

## 3. 裁判所での仲裁関連事件の審理

仲裁事件における日本の裁判所の役割の重要性も忘れてはならない。裁判所は、仲裁判断の執行や取消し、仲裁廷による暫定保全措置命令の執行などの場面で仲裁制度を支える存在である。改正仲裁法は、この機能を東京地方裁判所と大阪地方裁判所に集中させることで、我が国における裁判所の国際仲裁への専門性を高めることを図っており、今後、さらに審理の充実及び迅速化が期待される。

裁判所の側でも、このような政策に沿って、仲裁関連事件の審理体制を整えるためのさまざまな工夫が図られている。例えば、東京地方裁判所では、2022年に新設されたビジネスコートが仲裁関連事件を集中的に審理している。ビジネスコートは、仲裁関連事件において、予見可能性や法的安定性の確保の要請に応えるべく、国際的な解釈基準を参照することを意識している。例えば、我が国は外国仲裁判断の執行にかかるニューヨーク条約の加盟国であり、仲裁法における仲裁判断の執行に関する規定もニューヨーク条約に基づく内容であることに鑑み、仲裁判断の執行決定申立事件においては、国際的な仲裁関連団体である International Council for Commercial Arbitration (ICCA) が公表している「[ICCAによる1958年ニューヨーク条約の解釈のためのガイド](#)（ICCA's

Guide to the Interpretation of the 1958 New York Convention) 」などを踏まえた審理がなされている。

ビジネスコートが 2024 年に新たに受理した仲裁関連事件は 5 件であり、改正仲裁法下での実務についてはさらなる判断の蓄積が待たれるが、日本の裁判所はおおむね仲裁に好意的な姿勢 (pro-arbitration) を示しており、仲裁判断は安定的に執行される傾向にある。2023 年、ビジネスコートには仲裁判断の無効を求める事件が 2 件係属したが、いずれも同年のうちに速やかに却下されている。

日本の裁判実務でみられる和解勧試の手法は、仲裁判断の執行など仲裁関連事件でも用いられており、裁判所の関与のもとでの和解による早期解決も期待できる。

---

## Authors

弁護士 緑川 芳江 (三浦法律事務所 パートナー)

PROFILE : 2007 年弁護士登録、2015 年ニューヨーク州弁護士登録。

日本、シンガポールでの執務経験を有し、国内外の訴訟・仲裁など複雑なビジネス紛争解決手続で、エンジニアリング、建設不動産、メーカー、テクノロジー等幅広い事業会社を代理する。国際仲裁では ICC、SIAC、LCIA、UNCITRAL、ICSID 等の主要仲裁規則での仲裁案件を手掛けてきた。

紛争分野の論稿として“Third-Party Litigation Funding: Overview (Japan)”, Practical Law, 2025、“Complex Commercial Litigation,” Panoramic, 2024, 「日本初の集団的な投資仲裁の試み」 (金融法務事情・2024) 等多数。ALB Japan 2024, 2025 Dispute Resolution Lawyer of the Year finalist, Legal 500 Next Generation Partner (紛争解決) 2023~2025 年、The Best Lawyers in Japan (訴訟、国際仲裁、ガバナンスの 3 部門) 等選出。MCIA 仲裁理事、英国仲裁人協会会員、日本仲裁人協会会員、JCAA・THAC・SHAC 仲裁人。

弁護士 田中 太郎 (三浦法律事務所 パートナー)

PROFILE : 日本の大手法律事務所および国際連合 (ジュネーブおよびニューヨーク) での執務経験を経て、現職。日本では、国際企業法務のほか、国内訴訟および国際仲裁をはじめとした国際紛争手続において国内外のクライアントを代理。フルブライト奨学生としてアメリカの法科大学院修了後、国際連合にて勤務し、ウクライナやミャンマーをはじめとした紛争下における国際人権法上のさまざまな問題に取り組む。国際刑事裁判所等において被害者を代理した経験を有する。現在は、ビジネスと人権、ESG/SDGs、D&I のほか、国際仲裁等の国際紛争案件、東南アジアに関する業務を取り扱う。

弁護士 小枝 未優（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2016年弁護士登録（第二東京弁護士会所属）、英国仲裁人協会会員（MCI Arb）。

2016年～2024年6月まで西村あさひ法律事務所・外国法共同事業にて国際仲裁を中心とする国際紛争解決業務全般に従事し、24年7月から現職。

英国をはじめとするヨーロッパ諸国や、シンガポール、香港その他のアジア諸国など、さまざまな国における国際仲裁において代理人を務めてきたほか、仲裁廷補助者（Tribunal Secretary）を務めてきた経験から判断権者側の視点も有する。国際仲裁以外にも、調停や国内外の訴訟手続における経験も豊富に有し、これらの知見を活かし国際法務全般を取り扱う。

弁護士 高橋 宗鷹（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2017年弁護士登録（第一東京弁護士会所属）。

2017年～2024年6月まで長島・大野・常松法律事務所にて主に国内及び国外の紛争解決業務に従事し、24年7月から現職。シンガポール国立大学ロースクール（LL.M.）修了。シンガポールでの執務経験を有し、APACにおける日本企業のビジネスをサポートする。紛争解決分野においては、国内外の各種契約紛争、知的財産、システム開発、テクノロジー、人事労務、建築に係る紛争等に豊富な経験を有する。紛争解決の経験を踏まえた予防の観点からの契約書作成も数多く対応している。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。